

○輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(平成20年6月27日教育委員会規則第14号)

改正 平成24年3月30日教育委員会規則第3号 平成28年3月31日教育委員会規則第4号
令和4年3月24日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成20年輪島市条例第26号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為に係る許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書(様式第1号)を輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺2,500分の1以上)
 - (2) 配置図(縮尺200分の1以上)
 - (3) 現状変更行為に関する設計図(縮尺100分の1以上)及び仕様書
 - (4) 現況カラー写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- (現状変更行為に係る許可の可否の決定)

第3条 教育委員会は、前条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による決定をしたときは、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知しなければならない。

(完了の届出等)

第4条 前条第2項の規定により許可の決定通知を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書(様式第3号)により、教育委員会に届け出なければならない。

(許可標識の掲示)

第5条 第3条第2項の規定により許可の決定通知を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に現状変更行為の許可を示す標識(様式第4号)を掲示しておかななければならない。

(協議及び通知)

第6条 条例第8条の規定による協議をしようとする者にあつては伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議申出書(様式第5号)に、条例第9条の規定による通知をしようとする者にあつては伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書(様式第6号)に第2条第2項各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(適用除外)

第7条 条例第9条に規定する教育委員会で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (6) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (8) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (10) 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に関する行為
- (11) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (12) 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (13) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (14) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (15) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為
- (16) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (17) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (18) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (19) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (22) 放送法(昭和25年法律第132号)による有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号)に規定するテレビジョン放送(いう。)の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理に係る行為

- (23) 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (24) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (25) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (26) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
(審議会の会長及び副会長)

第8条 条例第13条に規定する輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長にあっては委員の互選により、副会長にあっては会長の指名により定めるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開かれる会議については、教育委員会がこれを招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(審議会の運営)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日教育委員会規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

現状変更行為の許可を示す標識

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議申出書

[別紙参照]

様式第6号(第6条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書

[別紙参照]